

学校法人制度改革の具体的方策について

令和 4 年 3 月 29 日

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会

学校法人制度改革特別委員会

高めるか、理事会の責任において決定する必要がある。

この点、大臣所轄学校法人においては、理事会が学校法人の業務全部を監督するということは非現実的であるため、学校法人の業務の適正を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化すべきである。一方、それ以外の学校法人においても、理事会決定の義務付けがなくとも、現行私学法における善管注意義務・忠実義務の一環として、業務執行者たる理事において担当業務における具体的な内部統制を運用しなければならないことに留意すべきである。

(会計監査人の整備)

学校法人ガバナンスのうち学校法人会計の適正確保については、私学助成の交付額や有無にかかわらず、会計に関する職業的専門家による会計監査を通じて公表する計算書類に第三者保証を付与することにより、学校法人の説明責任の履行を支援・強化することも重要である。

この点、上記のような内部統制システムの整備を理事会で決定すべき大臣所轄学校法人においては、会計監査を独立した会計に関する職業的専門家である会計監査人が行い、監事による監査に連携させることで、それ以外の業務監査に監事が一層注力しやすくすること、会計監査人の選解任や報酬に係る独立性の確保、会計監査人の欠格要件などをあわせて法令上措置すべきである。その際、私学法に基づく計算書類や会計基準と私学振興助成法に基づく計算書類や会計基準とを一元化した上で、私学法に基づく会計監査人による会計監査を受ける場合に私学振興助成法に基づく公認会計士又は監査法人による監査を重ねて受ける必要が生じないように措置すべきである。

この場合、私学振興助成法に基づく監査を受けている法人が会計監査人による会計監査に移行することに伴っては、選任手続を除き、実務上大きな変更が生じるものではないことを踏まえ、知事所轄学校法人であっても積極的に会計監査人へ移行することが望まれる。

なお、会計監査人による会計監査の制度化に伴い、私学法における財産目録等の作成期限を、現行から1か月延長することが適当である。

(事業活動実態に関する情報開示)

ステークホルダーの関心・懸念に応え、法人外部からのけん制が適切に機能するようにするため、事業報告書において、評議員会の構成や理事の選任方針、理事長退任者の経営への関与、内部統制システムの運用等に係る学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する仕組みとすべきである。また、計算書類においては、セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示していく方向で検討すべきである。

なお、大臣所轄学校法人等における財務情報及び事業報告書の開示に係る学校法人共通のプラットフォームについては、将来的な課題として検討を継続すべきである。

(子法人の在り方)

子法人¹⁴の設置により、学校法人のガバナンス構造に間隙が生じないように措置も必要となる。具体的には、計算書類の注記における出資会社や関連当事者の範囲、出資会社に係る役

¹⁴ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）では、子法人を「一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」と定義しており、学校法人における子法人についても同様に規定することが考えられる。